

協議事項

北海道住宅リフォーム事業者登録制度における登録更新事務手続きについて

北海道住宅リフォーム事業者登録制度は、平成 21 年 2 月 1 日から施行し平成 24 年 2 月において 3 年を経過し、更新日が到来する。

- ・登録有効期限による更新事業者は、
平成 24 年 2 月 29 日 期限・・・35 社
平成 24 年 3 月 31 日 期限・・・79 社である。

要綱

(登録の更新)

第 13 条 登録事業者は、登録有効期限に達し登録を更新しようとする場合、有効期間の終了 30 日前までに登録更新申請書により建築技術協会に申請しなければならない。

2 前項の申請を受けた場合、建築技術協会は更新登録を行う。この場合、登録の更新する期間は 3 年とする。

要領

(登録の更新)

第 12 条 要綱第 13 条第 1 項の規定による登録更新申請書は、第 4 号様式のとおりとする。

2 建築技術協会は、要綱第 13 条第 2 項の規定により更新登録を行う場合、要綱第 4 条に規定する資格要件に適合していることを確認しなければならない。

更新にあたって、要領第 12 条 2 項の要綱第 4 条（別紙資料参照）に規定する資格要件に適合していることの確認については、以下の確認方法で行いたい。

●要綱第 4 条に規定する資格要件の確認内容と方法について（案）

1. 確認を要するもの

①更新申請時点で確認を要するもの（確認できる書類を提出してもらう）
第一号に記載する事業者であること

②申請時の記載事項、添付書類等で確認可能なもの

第三号：道内に本店、支店又は営業所を置く

第四号：建設業許可、または設計事務所登録（有効期限を確認し、期限切れの場合は写しの再提出を依頼する。）

若しくはリフォーム事業に従事して 5 年以上経過（申請時記載内容の確認で可）

①、②については、申請時より変更のある場合は、第 3 号様式の提出を依頼する。

2. 確認が難しいもの（遵守または適合している旨の「確認書」を提出してもらう）

第二号：契約は書面によることとし、契約締結後 5 年間の保管

第五号：法令違反により処分の日から 2 年以上経過していること

第六号：法人の役員又は社員が第五号に抵触していないことなど

以上